

凡 例

この組織図に使用した記号や約束は、次のとおりである。

1 組織及び職の表示



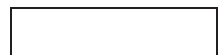
法律によって設置を定められている組織又は職



政令によって設置を定められている組織又は職



省令・規則等によって設置を認められている組織又は職



△ 法令上定められているが実際には存在していない組織又は職



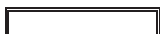
◎ 法律によって設置を定められている組織であって、組織の長を設定していないもの


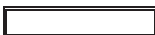
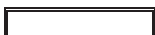
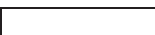


◎ 政令によって設置を定められている組織であって、組織の長を設定していないもの

※

特別職(ただし、防衛省及び巻末に集録した機関については※印の表示は省略)

(注) (1) 実施庁の組織又は職であるため政令の定める数の範囲内において省令によって個別に設置されているものについては、 の枠で示した。

(2) 施設等機関、特別の機関、地方支分部局の支所、支局のように、法律又は政令に設置の根拠のみが規定され、具体的な名称、位置、管轄区域等の規定は下位の法令に委任されている機関については、総括図においては  又は  の枠で、詳細図においては  又は  の枠で示すことを原則としている(令和4年版では、一部、この記載方法によらない箇所がある)。

(3) 施設等機関及び地方支分部局固有の名称は、その機関名の下又は別の一覧表に掲げた。また、必要と思われる所在地名も掲げた。ただし、数の多いもの又は変動が多いものについては、一部、数のみを掲げた。

2 組織と組織との関係の表示

————— で結ばれている機関は、内部部局、外局等又は地方支分部局であることを示す。

----- で結ばれている機関は、審議会等、施設等機関又は特別の機関であることを示す。

----- で結ばれている機関は、上記以外の機関であることを示す。

3 定員及び職の表示

()内の数字は、原則として、行政機関職員定員令(昭44、政令121)及びこれに基づいて定められた省令、訓令、通達等で規定する組織ごとの定員を示す。

(人)内の数字は、法令上の職の設置数を示す。